

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和2年  
6月9日  
(火曜日)

## 目 次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 三

土地改良区定款変更の認可 (農村整備課) ..... 四

土地改良区の農業用排水施設等に関する管理規程の認可 (農村整備課) ..... 四

洪水浸水想定区域の指定 (河川課) ..... 五

道路の位置の指定 (建築指導課) ..... 五

○選管告示

不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正 ..... 六



## 山口県告示第二百三三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和二年六月九日から同月二十九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和二年六月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 株式会社トクヤマ  
住 所 周南市御影町一番一号
- 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所東工場  
所在地 周南市晴海町一番一号
- 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (N <sup>m</sup> /時)	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定	使 用 時 間 間 隔
六三の三	一、五〇〇〇〇	令和二、 六、三〇	令和四、 三、三一	令和四、 三、三一	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「六三の三」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十三号の三の石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設をいう。

No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口	排出水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
				水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
八・一	〃	七	通	常	最大	通
八・四	〃	九・六	最	大	通	常
二・一	二・五	三・九	通	常	最大	通
三・一	三・八	四・九	最	大	通	常
二・三	五	三	通	常	最大	通
四・四	一〇	五	最	大	通	常
〇・四	〇・三	一・三	通	常	最大	通
一・二	〇・六	二・一	最	大	通	常
〇・〇四	〇・二	〇・〇四	通	常	最大	通
〇・一	〇・二三	〇・一三	最	大	通	常
〇・〇四	一	五	通	常	最大	通
五三六、九一一	二、四三〇	四七三、五八三	通	常	最大	通
五三七、〇〇七	四、一八五	六五六、七一五	最	大		

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排水処理施設	項目	汚水の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
処理後	七・五	通	常	九・六
処理前	八	最	大	九・五
		通	常	六・四
		最	大	九・六
		通	常	八
		最	大	一一・五
		通	常	三六一
		最	大	四一八
		通	常	一九・九
		最	大	二三・二
		通	常	五・八
		最	大	六・八
		通	常	一
		最	大	〃
		通	常	一、二三一
		最	大	一、三二七

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	種類	構造	能力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間	一日当たり	季節的変動の要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
板製	コンクリート製鋼		一、四四〇	凝集沈殿・脱炭・ろ過・活性炭	連続	二四時間	変動なし	令和二、六、三〇	令和四、三、三二	令和四、三、三二

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
六三の三	通	常	八・六
	最	大	五六
	通	常	七〇
	最	大	二、四〇〇
	通	常	三、〇〇〇
	最	大	一一〇
	通	常	一五〇
	最	大	四〇
	通	常	五〇
	最	大	一六一
	通	常	一六一
	最	大	一六一

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。



排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 4 排 水 口	No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	項目		排出水の汚染状態の値		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
					変更後	変更前	通 常 最 大	最 大	
八・一	八・一	〃	七	〃	八・四	八・四	〃	〃	〃
二・一	二・一	〃	三・九	〃	三・一	三・一	〃	〃	〃
二・三	二・三	〃	三	〃	二・四	二・四	〃	〃	〃
四・四	四・四	〃	五	〃	〇・四	〇・四	〃	〃	〃
〇・四	〇・四	〃	一・三	〃	一・二	一・二	〃	〃	〃
〇・二	〇・二	〃	〇・四	〃	〇・四	〇・四	〃	〃	〃
〇・二	〇・二	〃	〇・一	〃	〇・一	〇・一	〃	〃	〃
〇・一	〇・一	〃	〇・一	〃	〇・一	〇・一	〃	〃	〃
検出せず	〇・〇四	〃	五	〃	五三五、六八〇	五三六、九一一	〃	〃	五三五、六八〇
五三五、六八〇	五三七、〇〇七	〃	六五六、七一五	〃	五三五、六八〇	五三七、〇〇七	〃	〃	五三五、六八〇

山口県告示第二百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和二年六月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名称  
山口北部土地改良区

認可年月日  
令和二、五、二八

山口県告示第二百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、土地改良区のえん堤に関する管理規程を次のとおり認可した。

令和二年六月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 土地改良区の名称

山口市阿知須土地改良区

二 管理規程により管理を行う施設

二大頭首工

三 管理規程の概要

(一) 貯水、放流又は取水に関する事項

1 かんがい期間（毎年五月二十五日から九月三十日まで）における用水の取水量は、一秒につき〇・〇六六九立方メートル以下とする。

2 頭首工のゲートの倒伏は、原則として自動転倒機能によらなければならない。手動により倒伏の操作をする場合は、あらかじめ頭首工の周辺及び下流に人がいないことを確認し、複数の操作員により行うものとする。

3 頭首工の操作員は、頭首工の地点における水深が一メートル未満となったときは、自動転倒機能により倒伏したゲートを起立させることができる。

(二) 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項  
頭首工の管理者は、頭首工の操作に必要な設備等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行うものとする。

(三) 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

1 干ばつにより頭首工の地点における水位が低下し、取水に支障が生ずるおそれがあるときは、その状況を理事長に報告し、その指示により、必要な措置を講ずるものとする。

2 洪水時であっても、頭首工のゲートの倒伏は、原則として自動転倒機能によらなければならない。

四 認可年月日

令和二年五月二十八日

山口県告示第二百七号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定した。

令和二年六月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 河川の名称

柳井川水系柳井川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

土穂石川水系土穂石川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所

所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

武久川水系武久川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 河川の名称

友田川水系友田川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和二年六月九日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市大字河内字幸が丘六五五の一八	四・〇	一三三・九	令和二、 五、二八



山口県選挙管理委員会告示第四十六号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号）の一部を次のように改正する。

令和二年六月九日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

「医療法人光の会重本病院」 〃 豊浦町大字黒井九七の五〇 昭和三八、一、二九

稗田病院 〃 稗田中町八番一八号 〃 四、一八」を

「稗田病院」 〃 稗田中町八番一八号 昭和三八、四、一八」に

改める。